

をなしたのである。

○第一回會見狀況

一、植二名宛計十名の代表は午前十時鐘、森所備吉田房長、荒木藤務課長等と會見し前記要求事項を示し回答を求めたる處會社側は年功打切は認めず賞金値上等の歎願に對して左の通り支給する旨回答したり

一、賞金値上の件左の標準により出席獎勵金を支給す

1、本獎勵金は左の區分により之を支給す

イ、採炭夫 出勤一方に付 二拾錢

ロ、坑内日給夫 同 拾七錢

ハ、坑外日給夫(但借人を除く)同 拾六錢

ニ、借人(給仕、小使、自動車運転手、看護婦見習を

除く) 出勤一方に付 拾貳錢

- 前項の獎勵金は採炭夫は半期に三方、日給夫は半期に五方以下の出勤者に對しては支給せず、第一項獎勵金は公傷患者に對しては各其の百分の六十を支給す
- 2、本獎勵金は前年の同日同期に比較して出炭二割以下を下りし場合には五割に減額支給す但其の出炭の減少が天災地變其の他從業員の責に歸すべからざる理由による場合は此の限りにあらず
- 三、購買會自采の溜給値段一疋貳拾錢五厘を貳拾錢とす
- 三、賞與増額の件

賞與は六月頃より増額の豫定なり而してその機會に於ける増分の割當に付ては年功を考慮す
右の割當を得たる代表は一應從業員に報告すべく引揚げ各坑從業員に報告したる處高尾一坑、稻築坑の二坑は之